

周防大島町子育て応援給付金のお知らせ

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯の生活を応援する取り組みの一つとして、18歳以下の児童を養育する子育て世帯に対して周防大島町独自の給付金を支給します。

■対象者

令和4年11月1日時点で周防大島町に住民票がある18歳以下（H16.4.2～R4.11.1生）の児童がいる子育て世帯（結婚している児童は除く）

■支給について

支給額は、児童1人につき一律2万円です。原則、児童手当等の受取口座へお振り込みします。



■申請について

原則、申請は不要です。受給を希望しない方は1月23日(月)までに、福祉課へご連絡ください。

令和4年4月1日以降に転入し、周防大島町から児童手当の受給をされていない方については、振込口座登録等の申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■申請期限

2月28日(火)

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎0820 (77) 5505

周防大島町排水設備指定工事店の新規（継続）登録受付について

周防大島町では、町の下水道施設へ接続するための排水設備工事について指定工事店制度を採用しています。

新規登録を希望する工事店および、引き続き指定を希望される工事店は、受付期間内に申請してください。申請方法や必要書類については、町ホームページに掲載しています。受付期間外の申請は受け付けることができませんのでご注意ください。

■受付期間

2月1日(水)～28日(火)

■指定手数料（4月の指定工事店証交付時に納付）

1件につき 8,000円

■指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

■申請・問い合わせ

下水道課 下水道班 ☎0820 (79) 1014

■問い合わせ

なお、山口県最低賃金は令和4年10月13日発効の「時間額 888円」が引き続き適用となります。詳しくは、山口労働局労働基準部賃金室へお問い合わせください。

山口労働局労働基準部賃金室
☎083 (995) 0372

特定（産業別）最低賃金	時間額	引上額	効力発生日
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	1,024円	29円	R4.12.15
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	948円	27円	
輸送用機械器具製造業	985円	20円	
百貨店、総合スーパー	907円	32円	

山口県特定（産業別）最低賃金が改正されました